

あなたにも、マイナンバー

マイナンバー制度はじまります

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入されることになりました。

マイナンバーは、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、行政手続の利便性が高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。

マイナンバーとは

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての人に通知される12桁の個人番号のことです。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象となります。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われる恐れがある場合を除いて、一生変更されません。

マイナンバー導入で期待される効果

1. 公平・公正な社会の実現
 - 所得やほかの行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、きめ細かな支援を行うことができます。また、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防ぐことができます。
2. 行政手続の利便性の向上
 - 行政サービスにおける申請時の添付書類の簡素化されます。（平成29年7月以降）
 - 子ども子育て支援の支給認定申請における、所得証明書の提出が不要
 - 児童手当申請時の保険証、住民票の提出が不要
 - 介護保険資格取得申請時の医療保険受給資格者証の提示が不要
3. 行政の効率化
 - 国や地方公共団体などで情報の照合・転記・入力などにかかる時間や労力が減り、作業効率向上します。



マイナンバーを語る 振り込め詐欺にはご注意ください！

次のような悪質な詐欺が予想されます。

例えば…

「〇〇さんですか。国が進めているマイナンバー制度の番号通知カードが届いたと思いますが、カード発行にはお金が必要です。ATMに行ってお金を振り込んでください」

「〇〇さんですか。マイナンバーでああなたの情報をつなぎ合わせたら、過去に税金の未納があることが分かりました。このままでは履歴に未納があることが残ってしまいます。ATMに行ってお金を振り込んでください」

※カードの初回発行は無償であり、役場職員からこのような問い合わせの電話はございませんので、ご注意ください。

通知カードの送付先を変更するには

やむを得ない理由により10月5日以降に住民票の住所でマイナンバーの通知を受け取る事ができない方は、送付先の変更を申請することができます。詳細は、次の問い合わせ先までご相談ください。

- 申請期間 9月25日(金)まで
- 申請先 住民登録されている市区町村窓口

申請が必要な人

- ※東日本大震災による被災者で住所以外の居所に避難されている人
- ※DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で住所以外の居所に移動されている人
- ※長期にわたって、医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ入院・入所期間は住所地に誰も居住していない人

◎住民環境課 戸籍住民係 ☎(78) 3116

今後のスケジュール

平成27年10月～

- ・マイナンバーの通知が始まります。
- ・住民票の住所へ「通知カード」が送付されます。このカードに各人のマイナンバーが記載されています。

全員に通知



通知カード(紙)

平成28年1月～

- ・申請された方への「個人番号カード」の交付が始まります。
- ・国の行政機関や都道府県・市町村の窓口へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が求められます。
- ・e-Tax（国税申告・納税システム）などの電子申請に利用できます。そのほか、コンビニ交付などの地方公共団体独自サービスへの利用が検討されています。

希望者に交付



個人番号カード(プラスチック) 写真付き

平成29年1月～

- ・国の行政機関内でマイナンバーを含む情報の電子的なやり取りが始まります。

平成29年7月～

- ・都道府県・市町村などの地方公共団体でマイナンバーを含む情報の電子的なやり取りが始まります。

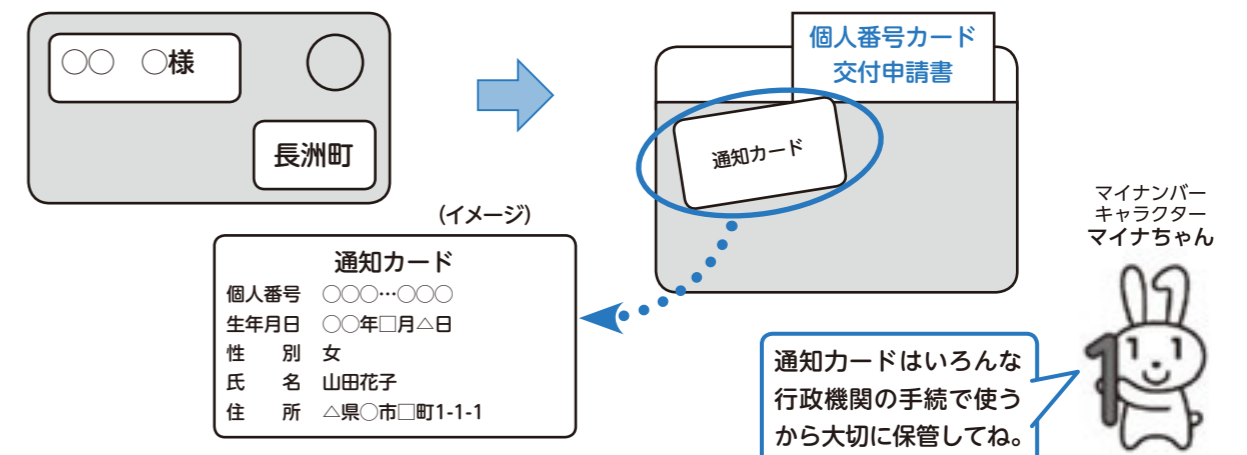
◎内閣官房マイナンバーコールセンター (☎0570-20-0178) 受付時間：平日午前9時30分～午後5時30分

◎総務課 総務係 (☎78-3113)

平成27年10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知を簡易書留でお届けします。*

『マイナンバー通知カード』は行政手続き等に必要となりますので、大切に保管してください。

紛失した場合、再交付手数料がかかります！



※マイナンバーの通知は世帯ごとにまとめて届けられます。

※住民票の住所と居住地が異なる場合は、居住地に転送されませんのでご注意ください。